

日本国厚生労働省とインド共和国保健家族福祉省との間の 医療・保健分野における協力に関する覚書

日本国厚生労働省とインド保健家族福祉省は、以後“当事者”と称されるが

日本とインドの関係について積極的に促進し、医療・保健分野においてより強い連携を促進することに相互に関心があることを確認するハイレベルの訪問により強化することを検討し；

二国間の医療・保健分野におけるやり取りの潜在性と、集中的および包括的やり方により可能性と機会とを活用する必要性を認識し；

医療・保健分野における、協同イニシアチブと技術開発、協力とパートナーシップの成長に相互に関心を持ち；

医療機関の開発の組織的枠組みを目指した、医療・保健分野における協力プログラムの実行をねらいとし；

以下の合意に至った：

1. 協力目的

本覚書の目的は当事者の省庁間および機関間において、両国における医療・保健、医療教育訓練、伝統的・補足的な医療と研究に含まれる、人的・物質的・インフラストラクチャーの資源の質と範囲を高めるという究極の目標と共に、技術的・科学的・財政的および人的資源の共有により、医療・保健分野での包括的協力を構築することである。

2. 協力分野

両当事者間の協力の主たる分野は以下を含む：

- i) 人材開発（医師・看護師・公衆衛生専門職などの訓練プログラムなど）；
- ii) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを目指した医療財政（公的医療保険システムについての経験の共有による）；
- iii) 医療サービスの提供内容（ケアの質の向上のための専門知識の交換を含む）；
- iv) 医療制度の管理（病院・保健所管理のノウハウの共有を含む）；
- v) 医療情報システム（遠隔医療や電子カルテシステムに関する経験と技術の共有を含む）、
- vi) 医薬品および医療機器、
- vii) 保健研究
- viii) 疾病調査
- ix) 伝統医療、ならびに
- x) 相互に合意したその他の分野

3. 財源

本覚書の枠組み内で実行される協力の活動の費用に充てる資金手当ては、資金やその他資源の供給力次第で、ケース・バイ・ケースの原則により当事者により相互に決定される。

4. 実行

(a) 当事者は、協力の詳細を追加的に企画し、本覚書の実行を監督するために合同作業部会を設置する。合同作業部会は、当事者が相互に取り決めた適切な時・間隔で開かれる。

(b) 協力の金銭面での条件は、各当事者が本覚書に基づく活動への参加に関連する費用を負担する、という原則に基づく。

(c) 本覚書の実行に責任を持つ組織は、日本国政府の代表として日本国厚生労働省、インド共和国政府の代表としてインド保健家族福祉省である。

5. 知的財産権

(a) 双方当事者は、各々の法律、規則及び規制、ならびに両国が当事者となる国際的合意に則って知的財産権を適切に保護することを確保することについて共通の認識に至る。

(b) 本覚書の下での個別のプログラムあるいはプロジェクトが知的財産を生じる場合、当事者は各々の法律および規制に従ってそれら知的財産を保護する双方合意の別個の取り決めを結ぶ。

6. 情報の守秘義務

当事者は、本覚書の下で行う協力活動の中で相互に提供される如何なる秘密情報も、書面によりその旨を他方当事者に承諾された場合を除き、如何なる第三者にも開示あるいは配布しないことを確認した。

7. 改訂および変更

いずれの当事者も、本覚書の全部あるいは一部の改訂あるいは変更を書面により要請することができる。当事者により決定された、如何なる変更あるいは変更も書面にまとめられ、本覚書の一部を形成するものである。そのような改訂あるいは変更は、当事者により決定された日付を以て発効する。如何なる改訂、あるいは変更も、その改訂、あるいは変更の日付まで、あるいはそれ以前に、本覚書の下での協力を棄損するものではない。

8. 問題の解決

本覚書の解釈あるいは実行に関する当事者間の不一致あるいは問題も、外交チャネルを通じて当事者により友好的に解決される。

9. 研究知見の共有

本覚書の下の協力から派生した研究および技術的開発は、それらによる便益と同様、もし関連するなら、そうした協力に参加した他の存在も含めて、当事者間で相互に取り決めた範囲において、平等かつ公平に当事者間で共有される。

10. 開始、継続および終了

本覚書は、双方当事者の署名の日付に開始し、5年間継続する。本覚書の下の協力期間は、当事者の一方が、終了を希望する日の6箇月前までに終了の意向を書面により相手方に通知しない限り、自動的に5年間延長される。

本覚書の終了は、終了の日付より前に当事者により取り決められた、進行中の活動およびプログラムの実行に、影響を及ぼさない。

各々の当事者の代表者により、法的拘束力を持たない文書として、本覚書は署名された。

_____年_____月_____日、（場所）において、2部の原本が署名された。

日本国厚生労働省のために

インド共和国保健家族福祉省のために

.....
名前:

.....
名前: